

1

2

3 総合資源エネルギー調査会

4 省エネルギー・新エネルギー分科会/電力・ガス事業分科会

5 再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会

6 再生可能エネルギー長期電源化・地域共生ワーキンググループ

7 中間とりまとめ（案）

8

9

10

11

12

13

14 2022年12月

15

1	目次
2	はじめに 2
3	1. 土地開発前段階 3
4	i. 立地状況等に応じた手続強化 3
5	2. 土地開発後～運転開始後・運転中段階 5
6	i. 違反状況の未然防止・早期解消措置の新設 5
7	3. 運転中～適正廃棄段階 9
8	i. 太陽電池出力増加時の現行ルール見直し 9
9	ii. 大量廃棄に向けた計画的対応 10
10	4. 横断的事項 11
11	i. 地域とのコミュニケーション要件化 11
12	ii. 事業譲渡の際の手続強化 14
13	iii. 認定事業者の責任明確化 15
14	iv. 関係法令遵守の徹底 16
15	委員等名簿 17
16	開催実績 18
17	
18	

1 はじめに

2 我が国は、2050年カーボンニュートラルの実現を目指すとともに、2021年10月に閣
3 議決定された第6次エネルギー基本計画では、再生可能エネルギーについて、2030年度
4 の温室効果ガス削減目標をふまえた野心的な水準として、電源構成で36–38%程度を目
5 指すことが掲げられている。

6 その目標の実現に向けて、エネルギー基本計画で示されているとおり、エネルギー政
7 策の原則であるS+3Eを大前提に、電力部門の脱炭素化に向け、再生可能エネルギー
8 の主力電源化を徹底し、再生可能エネルギー最優先の原則で取り組み、国民負担の抑制
9 と地域共生を図りながら最大限の導入を促すことが不可欠である。

10 我が国における再生可能エネルギーの導入は、2012年のFIT制度導入以降、電源構成
11 に占める比率は、制度導入前の2011年度の約10%から2021年度には約20%¹にまで倍
12 増した。他方、発電までのリードタイムが比較的短い太陽光発電を中心に再エネ導入が
13 促進され、多様な事業規模の事業者等が新規参入する中で、安全面、防災面、景観や環
14 境への影響、将来の廃棄等に対する地域の懸念が高まっている。

15 こうした地域での懸念の解消に向けて、2022年4月には関係省庁による「再生可能エ
16 ネルギー発電設備の適正な導入及び管理のあり方に関する検討会」²（以下「検討会」と
17 いう。）が開催され、今後の制度的対応や運用のあり方などについて、同年10月に提言
18 がとりまとめられた。また、総合資源エネルギー調査会省エネルギー・新エネルギー一分
19 科会/電力・ガス事業分科会 再生可能エネルギー大量導入・次世代型電力ネットワーク
20 小委員会³（以下「大量導入小委員会」という。）において、事業規律の強化を前提に、
21 再エネ設備の最大限の活用を促すため、既存再エネの長期電源化と有効活用に向けた論
22 点が整理された。

23 これまでの議論等も踏まえ、大量導入小委員会の下に、再生可能エネルギー長期電源
24 化・地域共生ワーキンググループ（以下「本ワーキンググループ」という。）が設置さ
25 れ、事業規律の強化や既設再エネの最大限の活用策に向けた制度設計について、議論を
26 重ねてきた。これまでの集中的な議論を踏まえ、今後必要となる法改正を含めた制度的
27 な対応について、本ワーキンググループとして具体的な見解をここにとりまとめる。こ
28 れを踏まえ、関係省庁や関係審議会とも連携しながら、地域と長期に共生する再エネ導
29 入に向けて、必要な制度的な対応が、速やかに講じられることを期待している。

30 ¹ 令和3年度(2021年度)エネルギー需給実績(速報)における再エネの電源構成比は20.3%。

² 再生可能エネルギー発電設備の適正な導入及び管理のあり方に関する検討会(2022年4月～)
https://www.meti.go.jp/shingikai/energy_environment/saisei_kano_energy/index.html

³ 再生可能エネルギー大量導入・次世代型電力ネットワーク小委員会(2017年12月～)
https://www.meti.go.jp/shingikai/enecho/denryoku_gas/saisei_kano/index.html

1 再エネの長期電源化及び地域共生に向けた検討事項

2 2050 年カーボンニュートラルの実現や 2030 年度の野心的な再エネ導入目標の実現に向け、S + 3 E を大前提に、電力部門の脱炭素化に向け、再生可能エネルギーの主力電源化を徹底し、再生可能エネルギー最優先の原則で取り組み、国民負担の抑制と地域共生を図りながら、最大限の導入を推進するとともに、再エネ電源の長期電源化を促進することが不可欠である。

7 他方、この 10 年間は、発電までのリードタイムが比較的短い太陽光発電を中心に再エネの導入が促進され、幅広い業種から多様な事業規模の事業者等が新規参入する中で、安全面、防災面、景観や環境への影響、将来の廃棄等に対する地域の懸念が高まってきている。これまで、関係省庁において様々な取組が行われ、改善された部分もある一方、更なる対応が必要な課題も明らかになってきている。

12 こうした現状を踏まえ、地域と長期に共生する再生可能エネルギー導入を加速するための制度的な措置の具体化を図る必要がある。

14

15 1. 土地開発前段階

16 i. 立地状況等に応じた手続強化

17 現行の再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（以下「再エネ特措法」
18 という。）においては、認定基準の内容として、条例を含む関係法令の遵守が求められている。
19 しかし、認定の対象が「事業計画」であることに鑑み、認定申請段階における各種関係
20 法令の許認可取得までは求められておらず、関係法令を遵守することへの誓約を認定申請
21 書において求めている。認定後に関係法令の許認可を取得せず事業を実施している場合は、
22 認定取消事由となる。

23 他方、例えば、森林伐採を伴う発電所設置に関して、実態として土砂流出等の問題が生じ
24 ているなど、関係法令遵守が徹底されていないケースの発生も指摘されている。

25 こうした背景から、検討会における提言においては、「立地エリアに応じて、例えば、森
26 林法の林地開発許可対象エリアや盛土規制法の規制区域等においては、関係法令の許認可
27 取得を申請要件とし、許認可の取得がなされていない場合、再エネ特措法の認定申請を認め
28 ない」といった認定手続の厳格化等の対応を行うことが盛り込まれた。

29 このような周辺地域の安全に懸念のある地域での設備設置に対しては、事前に許認可手
30 続の取得を求めることが円滑かつ確実な事業の実施のために必要である。

31

32 (1) 手続強化の対象となる許認可

⁴ 再生可能エネルギー発電設備の適正な導入及び管理のあり方に関する検討会 提言(2022年10月) P11

1 災害の危険性に直接影響を及ぼし得るような土地開発に関わる以下の許認可については、
2 周辺地域の安全性に特に強く関わり、かつ、一度許認可対象の行為が行われた場合は原状回
3 復が著しく困難であることから、FIT/FIP認定の申請要件化等の認定手続厳格化を行う必要
4 がある。なお、以下の許認可以外の許認可についても、事前の申請要件化を必要に応じて今
5 後検討することを妨げるものではない。

6

7 <再エネ特措法における申請にあたり事前に取得を求める許認可>

- 8 ① 森林法における林地開発許可
9 ② 宅地造成等規制法（盛土規制法）における許可
10 ③ 砂防三法（砂防法・地すべり等防止法・急傾斜地法）における許可

11

12 また、こうした認定手続厳格化については、電源毎の実情や関係法令の許認可の手続に配
13 慮しつつ、原則全ての再エネ電源を対象とする。

14

15 （2）関係法令間の手続における整合性への対応

16 許認可取得を申請段階で求めるにあたっては、安全確保と再エネの導入拡大を両立する
17 観点や、関係法令間の許認可手続における整合性の観点を踏まえた制度設計とする必要が
18 ある。

19 例えば、風力発電事業について、現行制度においては、環境影響評価法や条例に基づく環
20 境影響評価手続の対象である場合は、環境影響評価方法書又はこれに相当する図書に関する
21 手續が開始した段階において申請を行うことを可能としている。また、環境影響評価法は、
22 環境影響評価手続を通じて、環境の保全の観点からよりよい事業計画としていくプロセス
23 を事業者に義務付けており、今般の制度設計にあたっても、環境影響評価手続の各段階の検
24 討状況を柔軟に事業計画に反映できる仕組みとすることが必要である。したがって、環境影
25 韻評価手続が一定程度進行または完了したタイミング、すなわち計画内容が一定程度確定
26 した後に、当該計画の内容を踏まえた関係法令の許認可申請を行うことが各許認可等の趣
27 旨を踏まえて、整合的であり合理的である。

28 このため風力発電事業・地熱発電事業については、開発までのリードタイムの長さや、土
29 地の使用権原を証する書類に関するルール⁵を参考に、法又は条例に基づく環境影響評価手
30 続の対象である場合は、今般新たに申請要件とする許認可を、引き続き認定後に取得するこ
31 とを認めることが適切だと考えられる。

32 ただし、今般の手続強化が周辺地域の安全に関するものであり、かつ原状回復が著しく困
33 難である許認可を対象としている事に鑑み、こうした案件については、以下の条件を付した

5 再エネ特措法上の認定申請時には原則土地の使用権原を確実に取得できることを証する書類の提出を求
めているが、法または条例で環境影響評価が求められている風力・地熱発電設備を設置する事業の場合
は、譲渡又は賃貸証明書の添付があれば、認定取得後土地の使用権原を確実に取得できることを証する書
類を3年以内に提出するという条件付きで認定することを認めている

1 条件付き認定を行うこととし、厳格な対処を行うこととする。

2 ① 環境影響評価手続の完了前に一連の事業に着手した場合や、環境影響評価手続終了後
3 であっても今般申請要件とする許認可取得前に開発行為に着手した場合は、認定を取り消す。

5 ② FIT/FIP 認定から3年以内に許認可⁶を取得し終え、届け出なければならない。なお、
6 当該期間内に許認可を取得できなかった場合は、認定を取り消す。

7 また、検討会における提言において、「電気事業法において、工事計画や使用前自己確認
8 結果の届出時に、関係法令の許認可等を行った者による工事等の完了確認を得ているかを
9 確認するなど対応強化について制度的措置も含め検討する」⁷とされており、関係審議会に
10 おいて具体化を進めていく。

11

12 (3) 地球温暖化対策の推進に関する法律の促進区域との連携

13 地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「温対法」という。）に基づく地域脱炭素化促
14 進事業制度は、市町村が、再エネ事業の促進区域や事業に求める環境保全の取組等を、自ら
15 の地方公共団体実行計画に位置づけ、当該計画に適合する地域脱炭素化促進事業を認定す
16 る仕組みとなっている。

17 促進区域⁸の設定にあたっては、国や都道府県が設定する環境配慮の基準に従って、地域
18 の自然的社会的条件に応じて環境保全の適正な配慮が確保されるよう所要の検討が行われ
19 る。特に、環境保全上の支障の観点から考慮が必要な区域を促進区域に設定する際は、地域
20 脱炭素化促進事業に求める「地域の環境の保全のための取組」についても検討が必要である。

21 加えて、環境保全以外の観点からの社会的配慮・社会的条件についても既存情報や関係行
22 政機関からの情報を踏まえ適切に把握し、考慮することが求められる。⁹

23 こうした検討を通じて、事業の候補地や配慮・調整が必要な課題の見える化がなされるこ
24 とで、地域や事業者にとっては再エネ発電事業の予見可能性が高められる。このような特性
25 を踏まえ、再エネ特措法の認定申請における手続厳格化の例外として検討を行うべきであ
26 る。

27

28 2. 土地開発後～運転開始後・運転中段階

29 i. 違反状況の未然防止・早期解消措置の新設

30 再エネ特措法における認定事業者は、認定計画に従って発電事業を実施することが求め

6 1.i.(1)における許認可（森林法における林地開発許可、宅地造成等規制法（盛土規制法）における許可、砂防三法（砂防法・地すべり等防止法・急傾斜地法）における許可）

7 再生可能エネルギー発電設備の適正な導入及び管理のあり方に関する検討会 提言(2022年10月) P12

8 地域脱炭素化促進事業の対象となる区域

9 例えば、土砂災害等の災害リスクを踏まえ、関係法令等も考慮し、自然災害等に起因した土砂等の流出のリスクの高い箇所を回避するなど

1 られ、認定された計画に違反した場合は、必要に応じて指導、改善命令を経て、認定が取り
2 消される。

3 認定取消しは上記のとおり指導・改善命令等を経て実施されるが、現行制度においては、
4 違反状況が続いている間であっても、認定事業者である以上、FIT/FIP 制度における支援は
5 繼続される。このため、早期に違反状態が解消されづらいなどの懸念もある。

6 こうしたことから、検討会の提言において、「違反状況を早期に解消するため、例えば関
7 係法令の違反状態における売電収入（FIT/FIP 交付金）の交付を留保するなど、再エネ特措
8 法において新たな仕組みを検討すべきである。その際、法令違反に係る指導等を踏まえても、
9 一定期間内に改善が見られない場合には迅速に交付留保の措置が発動されるなど、効果的
10 な制度となるよう検討することが重要である。」¹⁰との指摘が盛り込まれている。こうした
11 点も踏まえ、認定事業者に対して、違反の未然防止・早期解消を促す仕組みとして、認定計
12 画に違反した場合、FIT/FIP 交付金を留保するための積立命令に基づく積立義務を新たに課
13 すこととし、違反状態の間は、FIT/FIP 交付金の留保を継続することとする。また、違反状
14 態の早期解消インセンティブを持たせるため、違反の解消又は適正な廃棄等が確認された
15 場合は、留保された交付金を取り戻せることとするべきである。なお、積立命令は金銭処分
16 であるため、認定取消し等とは異なり、行政手続法第 13 条第 2 項第 4 号の適用により、行政
17 手続法における聴聞・弁明の機会の付与も不要であり、迅速な措置の発動が可能となる。

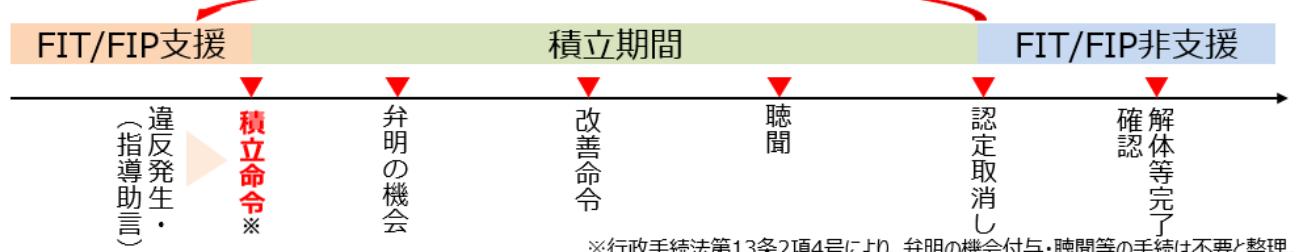
18 (図 1)

19 また、認定取消しをした際には、認定取消しに加えて、例えば、違反時点から、認定が
20 取り消された時点までの FIT/FIP 交付金の返還を求めていくことが適切である。¹¹ (図
21 1)

23 (図 1) 違反状況の未然防止・早期解消措置のイメージ

【新たな制度的措置のイメージ（交付金留保後、認定取消しに至った場合）】

取り消した場合は返還命令が可能



※行政手続法第13条2項4号により、弁明の機会付与・聴聞等の手続は不要と整理。

24

25 ただし、これらの措置を講ずる上では、迅速かつ効率的な措置の実施に向けて買取義務

10 再生可能エネルギー発電設備の適正な導入及び管理のあり方に関する検討会 提言(2022年10月) P26

11 認定取消しした場合には原則返還を求めるべきである。ただし、認定取消しに至るケースは、違反の程度、認定計画との乖離の程度、認定事業者の帰責性の度合いなどが様々である。その中には、認定計画に違反するが認定事業者の帰責性の度合いが低い場合なども含まれる可能性があり、事案応じた柔軟な対応をすべきである

1 者や推進機関の事務処理にも配慮しつつ検討を更に深める必要がある。

2

3 (1) 交付金留保のための積立命令のスキーム

4 FIT制度は私人間の契約（特定契約）に基づいて、認定事業者から再エネ電気の買取りを行った買取義務者に対して、推進機関から買取りに要した費用としてFIT交付金が交付される。

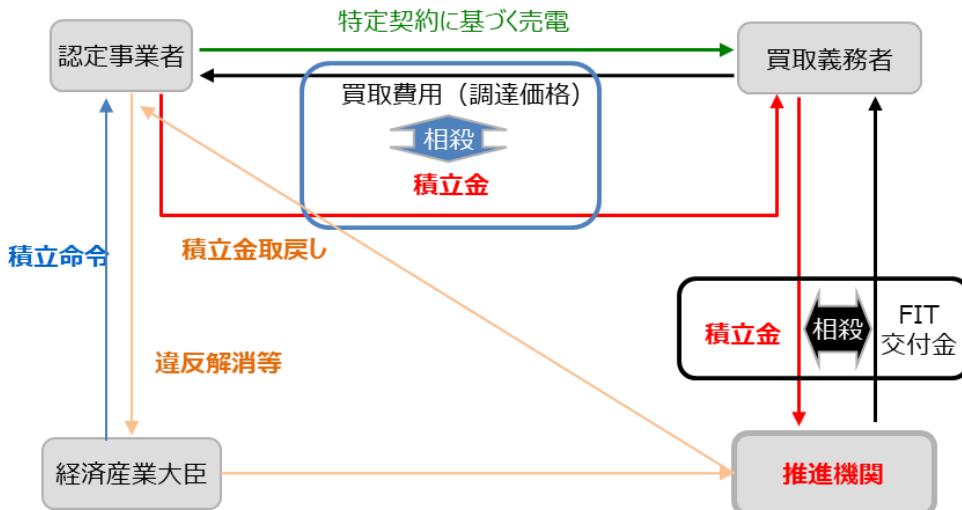
5 このため、認定事業者に適切なインセンティブを働かせるには、推進機関から買取義務者への交付を留保すると同時に、買取義務者から認定事業者への支払を留保する必要がある。

6 買取義務者から認定事業者の支払留保にあたっては、既存の契約関係を踏まえつつ、円滑に実施する必要がある。具体的には、認定事業者に、買取義務者を経由して、推進機関へ一定の金額の積立義務を課した上で、買取費用と相殺することで、認定事業者への支払を留保することが適當だと考えられる。（図2）。

7 また、FIP制度においては、認定事業者に、推進機関への積立義務を課した上で、FIP交付金と相殺することで支払を留保することが適當だと考えられる。（図3）

8

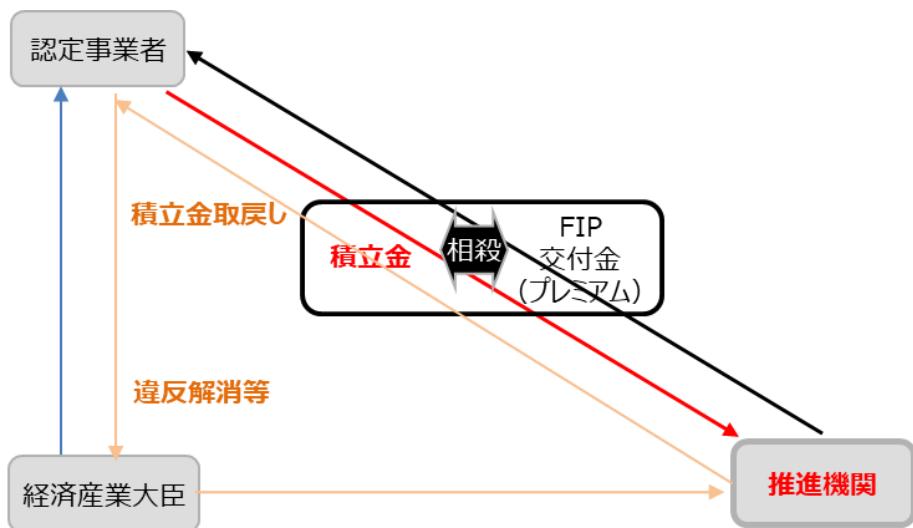
9 (図2) FIT制度における交付金留保の積立命令のスキーム図



10

1

(図3) FIP制度における交付金留保の積立命令のスキーム図



2

3 (2) 交付金留保のための積立命令/交付金の返還命令の対象となる金額

4 推進機関が買取義務者に交付する金額は、認定事業者からの買取価格から、回避可能費用
 5¹²等を控除した額とされており、当該交付金額がFIT制度の下で、国民負担により認定事業
 6者へ支援されている額だと考えられる。

7 本措置の趣旨が、FIT制度による支援を留保することで、早期に違反を解消するインセン
 8ティブを高めることである点を踏まえると、留保（積立）対象額はFIT制度の下で国民負担
 9により支援されている交付額と考えられる。^{13 14} (図4)

10 なお、FIP制度においては、推進機関から認定事業者に対してFIP交付金の交付¹⁵によつ
 11て支援していることから、留保（積立）対象額は当該交付額と考えることが妥当であると考
 12えられる。また、適正な廃棄等に向けた費用の確保という観点から課せられる解体等積立金
 13の積立義務は、本措置とは別に課せられることとなる。(図4)

14 交付金返還命令の対象金額についても、上記と同様にFIT/FIP制度の下、国民負担により
 15支援されている交付額と考えられる。

¹² 買取義務者が認定事業者から調達した再生可能エネルギー電気を卸電力取引市場における売買取引をすることにより得られる収入相当額等

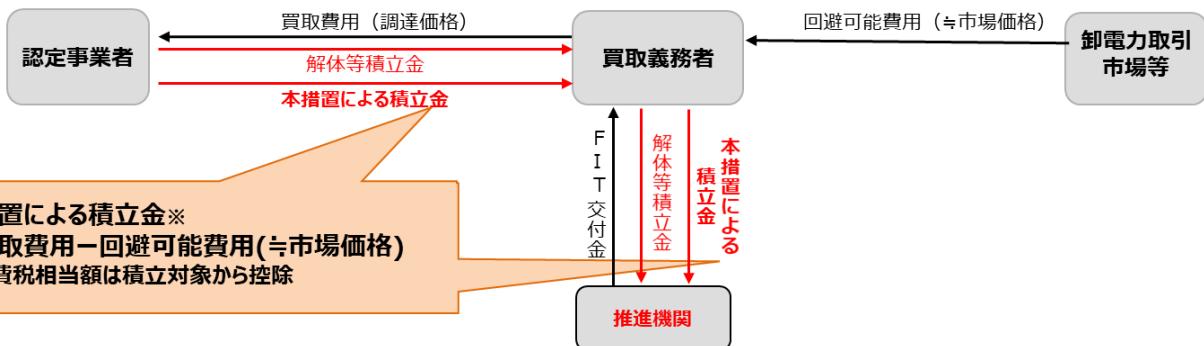
¹³ 実際のFIT交付金額には買取義務者等が需給調整を行う費用や事業税相当額が含まれるが、こうした買取義務者に対して支払われる費用については認定事業者へのインセンティブとは無関係であるところ、留保額に含まれないこととする

¹⁴ 買取費用から回避可能費用等を控除した額が0円を下回った場合には留保額は0円とすることが妥当である

¹⁵ FIP交付金は、基準価格から卸電力取引市場の平均価格等を差し引いた額に基づいて算定される

1

(図4) 交付金留保のための積立命令の対象金額



2

3. 運転中～適正廃棄段階

i. 太陽電池出力増加時の現行ルール見直し

電源構成で再エネ比率36～38%程度の実現のためには、適地への新規の再エネ大量導入に加えて、既に土地や系統が確保されている既設再エネの有効活用も重要である。¹⁶

現在は、太陽電池の出力が増加する際には、国民負担の増大を抑止する観点から、設備全体の調達価格/基準価格が最新価格へ変更されることとされている。¹⁷

一方で、こうした運用は既存再エネ等の有効活用という観点からは促進するべきものであるところ、国民負担の増大を抑止することを前提に、一定の要件を満たす場合には、パネルの更新・増設を促すように現行ルールを見直す。

大量導入小委の議論を踏まえ、更新・増設をする際に、認定出力のうち当初設備相当分は価格維持することとし、増出力分相当は十分に低い価格を適用するとともに、更新・増設後の設備も含めて当初設備の調達期間等を維持することとされている。

15

(1) 出力更新・増強時の廃棄等費用の取り扱い

FIT/FIP制度による支援期間中の太陽光パネルの更新にあたって、撤去される太陽光パネル相当額の解体等積立金については、売電収入から積立金を差し引く方法による外部積立てが可能なのは支援期間中に限られ、支援期間終了後の積み増しは困難であることから、支援期間中の解体等積立金の取り戻しを認めていない。このため、更新にあたって発生する廃棄等費用については、解体等積立金を充てるのではなく、個別に適正な廃棄を求めていくべきである。

こうした太陽光パネルの適正廃棄を担保する観点から、出力変更に伴う変更認定時に、関係法令の遵守とともに適切な廃棄が行われることを確認することが求められる。

また、出力増強・更新後に設置された太陽光パネルの廃棄等費用については、十分な費用

¹⁶ 再エネの大量導入に向けては、本ワーキンググループでの議論のほか、大量導入小委においても、設置形態に応じた再エネ発電設備の導入促進や再エネ併設蓄電池に関するルール見直し等の再エネの最大限の導入に向けた検討が行われている

¹⁷ 太陽電池の増出力分が3kW未満かつ3%未満であれば例外的に価格変更されない

1 を確保できることを前提としつつ、設置後のパネルの運用を踏まえた積立方法を引き続き
2 検討していくべきである。

3

4 ii. 大量廃棄に向けた計画的対応

5 FIT 制度開始以降、太陽光発電を中心に再エネの導入が促進され、幅広い業種から多様な
6 事業規模の事業者等が新規参入する一方、将来の廃棄等に対する地域の懸念が高まってき
7 ており、2030 年代後半に想定される太陽光パネルの廃棄のピークに十分に対応できる計画
8 的な対応が必要である。

9 こうした状況を踏まえ、2022 年 4 月に施行されたエネルギー供給強靭化法による再エネ
10 特措法の改正により、太陽光パネルの廃棄等費用積立制度が措置され、2022 年 7 月より制
11 度が開始された。

12 また、廃棄物処理業者においては、廃棄物の適正な処理のため、有害物質の含有や溶出等
13 の観点から廃棄物の性状（重金属等の含有等の状況）を把握する必要があり、廃棄物処理業
14 者に対する情報の提供を徹底することが重要である。

15 このため、廃棄物の処理及び清掃に関する法律においては、産業廃棄物の排出事業者は、
16 廃棄物の性状等の適正な処理のために必要な情報を処理業者に提供しなければならないこ
17 とが定められている。

18 現行の事業計画策定ガイドラインにおいては、含有物質等の情報を廃棄物処分業者に対
19 して提供することが求められているが、具体的な時期、内容、対象については定められてい
20 ない。

21 また、一部のメーカーでは自主的な取組として太陽光パネルの含有物質等の情報の公開
22 を行っているケースもあるが、全体としては情報発信が十分でないという指摘もある。

23 こうした状況を踏まえ、検討会において、含有物質について情報を公開する環境を整備す
24 る必要性について指摘され、検討会の提言においても、「情報発信が不足しているケースも
25 あることから、こうしたものも含めた情報の整備・共有方法の検討を行うことが必要である。
26 その際、必要に応じて、表示の義務づけなどの制度的措置の検討も行うことが考えられる。」
27 ¹⁸との指摘が盛り込まれたところである。

28

29 (1) 太陽光パネルの含有物質等の情報提供のあり方

30 今後、増加することが想定される太陽光パネルの廃棄処理に際しては、太陽光パネルの含
31 有物質等の情報を正確に把握し、適切な処理を行っていくことが求められる。

32 認定事業者に対しては、現行制度下においても、廃棄等を行う場面において含有物質等の
33 情報を廃棄物処理業者に対して提供すること等が認定基準として求められており、解体等
34 積立金の取戻しを行う上でも廃棄物処理業者に対して含有物質等の情報提供を行ったこと
35 等が前提となる廃棄処理の委託契約書等の資料の提出が求められている。

¹⁸ 再生可能エネルギー発電設備の適正な導入及び管理のあり方に関する検討会 提言(2022 年 10 月) P11

1 この趣旨を徹底させて適正なリサイクル・処理を実施するため、認定基準として含有物質
2 等の情報提供を求めて、認定申請の際に記載する設備情報に含有物質等の情報を含める。こ
3 うした情報が不足している場合は認定を受けることができない。

4 具体的な報告方法（時期・内容・対象）については、こうした点を考慮しつつ、環境省と
5 連携し、引き続き検討していくべきである。

6 また、型番が同じパネルについて、重複した情報提供による、無駄なコストの発生・処分
7 業者の負担を抑制のため、情報提供を受けた項目をデータベース化し、処理事業者等を含め
8 て情報共有を可能にするなど、その活用のあり方についても引き続き検討していくべきで
9 ある。

10

11 (2) リサイクル・適正処理に関する対応の強化に向けた検討

12 検討会において、制度的な対応として、「2030 年代後半に想定される使用済太陽光パネル
13 発生量のピークに合わせて計画的に対応できるよう、事業廃止後の使用済太陽光パネルの
14 安全な引渡し・リサイクルを促進・円滑化するための制度的支援や必要に応じて義務的リサ
15 イクル制度の活用」¹⁹の検討が、提言として盛り込まれている。

16 現在排出されている使用済みの太陽光パネルの多くが、リユース可能なものであること、
17 銀などの有用金属を含むことから、リユース・リサイクルといった資源循環の考え方へ沿つ
18 た対応が重要となっている。

19 こうした対応の促進・円滑化に向けて、リサイクル等の制度的支援や必要に応じて義務的
20 リサイクル制度の活用について、環境省とも連携して実態を把握すると共に、引き続き検討
21 していくべきである。

22 なお、リユース・リサイクルの促進にあたっては、実際に適正に処理を行うことができる
23 主体の創出・育成を行うことも重要である。

24

25 4. 横断的事項

26 i. 地域とのコミュニケーション要件化

27 再エネの導入に当たっては、事業者の地域住民に対するコミュニケーション不足からト
28 ラブルが生じる例も報告されており、そのような背景を踏まえ、現行の事業計画策定ガイド
29 ラインにおいて、事業計画作成の初期段階から地域住民と適切なコミュニケーションを図
30 るとともに、地域住民に十分配慮して事業を実施するように努めることや、地域住民とのコ
31 ミュニケーション方法につき自治体と相談した上で、説明会を開催するなど事業について
32 地域住民の理解を得られるように努めることを定めている。

33 一方で、資源エネルギー庁 HP の情報提供フォームには、引き続き自治体や住民の方々か

19 再生可能エネルギー発電設備の適正な導入及び管理のあり方に関する検討会 提言(2022年10月)P16

1 ら、地元理解への懸念（説明会の開催や住民への説明等の対話が不十分）などの声が寄せら
2 れており、こうした現状を踏まえ、検討会における提言において、「一定規模以上の発電設
3 備の場合にはあらかじめ説明会の開催等の地域への周知を義務化する」²⁰ことが盛り込まれ
4 た。地域への周知にあたっては、環境への影響や災害防止の措置など、地域への懸念に対する
5 説明を行うことが重要である。

6 地域とのコミュニケーションには、理解醸成に向けて、住民や自治体の同意取得や、説明
7 会開催を含む周辺地域への事前周知など様々なあり方が考えられる。

8 FIT/FIP制度における地域とのコミュニケーションの要件化にあたっては、下記の点に留
9 意する必要がある。

- 10 ① 行政庁の許認可において事業者の財産権や営業の自由の制約には、客観的な条件に基づき判断される公益上の理由が必要であり、地域の自治会合意や住民合意など、個人の同意を法律上の要件として事業実施の際に求めることは慎重であるべき。
- 11 ② 地域の実情や事業の特性によって、適切な周知・コミュニケーション方法は異なり、一部の自治体において条例等で実情に応じて追加的な対応を行っており、一律に自治体関与を求めるのではなく、引き続き自治体における裁量を尊重することも重要な点である。

17 こうした点を踏まえると、FIT/FIP制度では、一定規模以上の発電設備の場合に、説明会開催を含む周辺地域への事前周知を認定申請要件として国が一律求めることとし、事前周知がない場合は、FIT/FIPの認定を認めないことが適切だと考えられる。

21 (1) 対象範囲の考え方

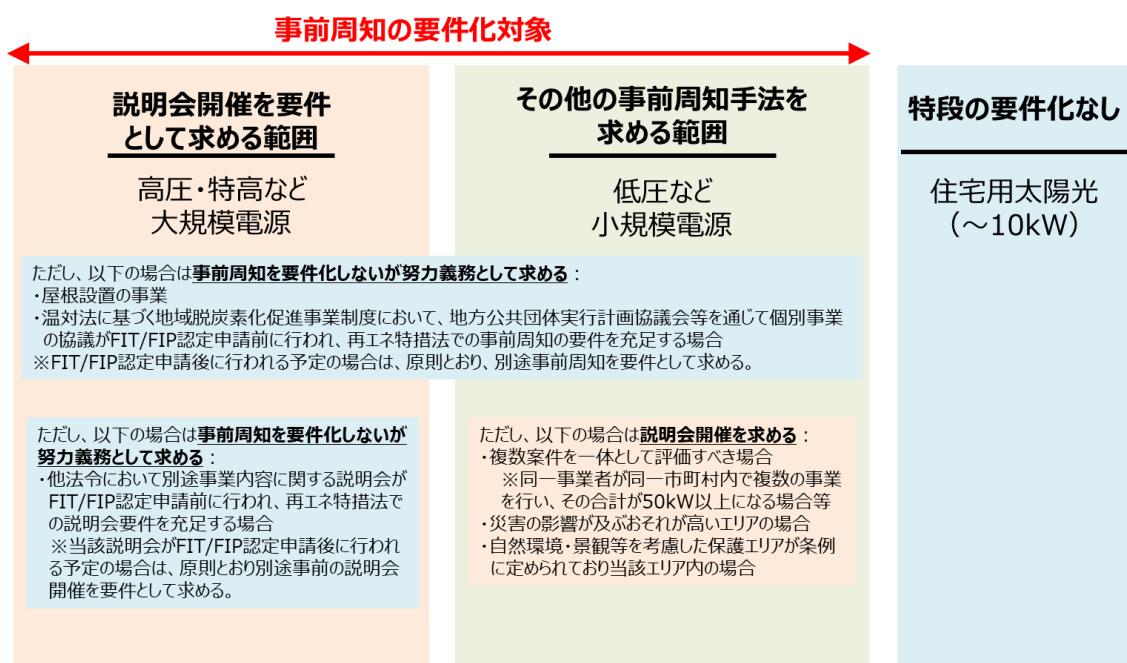
22 地域とのコミュニケーションの要件化にあたっては、周辺地域に及ぼし得る影響の程度等を踏まえて、事業規模や設置形態別に、地域の実態にあわせて事前周知を求めることがある。
23 以下のような考慮要素を踏まえて、周辺地域や周辺環境へ影響を及ぼす可能性が高い事業については厳格な手続を求める一方で、その可能性が低い事業については柔軟な手続を求めるべきである。

27 (対象の範囲に向けた検討の視点)

- 29 ▶ 電源の規模
30 例えば50kW以上の高圧の電源は、周辺地域や周辺環境に影響を及ぼす可能性がより高い。ただし、小規模の電源であっても、複数の電源が至近距離内に集合する場合は、周辺地域や周辺環境へ及ぼし得る影響の程度を一体的に検討する必要がある。
- 33 ▶ 電源の設置場所
34 災害の影響が及ぶおそれが特に高いエリアや、住民の生活環境に近いエリアは、周辺地域や周辺環境に影響を及ぼす可能性が高い。

20 再生可能エネルギー発電設備の適正な導入及び管理のあり方に関する検討会 提言(2022年10月)P23

- 1 ➤ 電源の設置形態
2 例えば屋根設置太陽光は、原則として安全上の影響が及び得る範囲は当該屋根の建物
3 を使用する者に限定されると考えられ、野立て太陽光と比べて、周辺地域や周辺環境に
4 影響を及ぼす可能性が低い。
5 ➤ 他制度の対象エリア
6 溫対法に基づく地域脱炭素化促進事業制度など、他法令において既に周辺地域との調整
7 が図られる手続が含まれており、当該手続における周知内容が再エネ特措法上の説明会要件等を充足している場合には事業者負担軽減の観点から柔軟な対応が必要。
8
9 柔軟な手続として、具体的には事業計画内容等一定の項目を掲載した標識の事前設置や
10 事業者 HP やビルに掲載し、事前公表するといった対応が考えられるが、引き続き詳細を検討していくべきである。なお、柔軟な手続きによる場合でも、説明会開催などより厳格な手続の実施を、努力義務として求めることが望ましい。
11
12
13
14
15 (図5) 対象範囲のイメージ



- 16
17 (2) 説明会に関する要件
18 事業者が適切な説明会を開催するよう、また、事業者の予見性を確保するため、説明会開催の周知方法や説明会において共通して求める内容については、あらかじめ施行規則やガイドライン等において定める必要がある（その際、ガイドラインにおいては、事業者から自治体への相談などを引き続き努力義務として定め、自治体からより適切な説明方法、説明対象の提示があった場合にはそれに従うこと）。（図6）

1 説明会開催につき虚偽申告や暴行・脅迫などの不正な行為があった場合などは、説明会と
2 して求める要件を満たさないため認定せず、また、認定後に発覚した場合も申請要件を満た
3 していないため当該認定を取り消す。

4

5 (図6) 説明会に関する要件例

実施時期	開催の案内方法	説明範囲	説明内容	その他
・申請日までに開催すること。	・案内内容（開催日時・場所）、案内時期（説明会開催の2週間前まで等）などの要件を充足すること。 ・開催案内を実施したことを証する書類を認定申請時に添付すること。 ・地域の実情に応じての適切な手段により実施すること。 例) ・ポスティング ・回覧板掲載 ・HP掲載	・電源種、事業、規模、設置場所等に応じて設定される要件を充足すること。	・事業計画内容の他、関係法令遵守状況及び土地取得状況に関する事項・事業に関する工事概要・関係者・事業の影響と予防措置等などの項目について説明すること。 ・質疑応答の時間を設け、質問に対して回答すること。 ・説明会開催を証する書類（議事録、出席者名簿、配布資料等）を認定申請時に添付すること。	・認定を取得しようとする事業者が出席すること。 ・説明会後も説明事項に変更があれば、内容に応じて再度周知を行うこと。

6

7 ii. 事業譲渡の際の手続強化

8 再エネ特措法では、認定事業の譲渡を行う場合は変更認定申請をすることとされている。一方、事業譲渡のように事業者が交代する場面においては、新規で事業を開始する場合と同様に地域とのコミュニケーション不足によりトラブルが発生する事案も生じやすいとの指摘もある。検討会の提言おいても「事業譲渡自体を制限することは財産権との関係で慎重であるべきだが、事業譲渡に伴って生じる課題の解消に向けて、例えば発電主体の変更が行われる場合には、前事業者の事業実施状態を認識した上で引継ぎを行い、説明会の開催等の地域への周知を義務化するなど適切な事業実施を実現するための措置について検討を行うことが必要である。」²¹と盛り込まれている。

16 このため、事業譲渡の変更認定にあたって、関係法令に違反しているなど認定基準に違反している案件については、変更認定を認めないとするなど、厳格な対応を行う必要がある。

18 加えて、事業譲渡の際に必要となる変更認定申請においても、周辺地域への周知を求めるなどの手続の強化を図るべきである。なお、現行制度においても変更認定申請においては新規認定と同等の要件が準用されており、今般、新規認定の際に周辺地域への周知を事前要件化していくことから、事業譲渡の変更認定の際にも、同様の手続強化を行うことは妥当であると考えられる。

23

24 (1) 事業譲渡の規制態様

25 事業譲渡の規制態様としては、認定事業の譲渡そのものを禁止することも考えられる。しかし、以下の理由から事業譲渡自体を禁止することは慎重に考える必要がある。

27 ➤ 再エネ特措法は、再エネ発電事業につき、認定基準を遵守した認定計画に対して、権利

²¹ 再生可能エネルギー発電設備の適正な導入及び管理のあり方に関する検討会 提言(2022年10月)P20

1 を付与することによって、再生可能エネルギー源の利用を促進することを目的とした
2 法であり、発電事業そのものを規制する法ではないうえ、認定の対象は事業計画であつ
3 て事業者ではない。再エネ特措法において、発電事業の譲渡自体を禁止することは法の
4 目的を逸脱していると考えられる。

- 5 ➤ 事業者には営業の自由及び財産権が保障されており、こうした重要な権利に対して公
6 権力が事業譲渡自体の禁止などの極めて強度な制限を加えるためには、相応の理由が
7 必要。こうした理由を考慮せず認定計画や関係法令を遵守する新たな事業者に対して
8 一律に事業譲渡自体を禁止することは比例原則との関係でも慎重に検討するべき。
9 ➤ 再エネの地域と共生した長期電源化の観点からは、例えば独立して各地に存在する低
10 圧事業用太陽光などは、中長期的に地域と共生する責任ある事業者などに対して集約
11 化を促すなどしていくことも必要。こうした適切な主体に対する事業譲渡は望ましく、
12 事業譲渡自体の禁止ではなく、適切な事業譲渡を促す制度設計を検討するべき。

13 そこで、認定申請段階と同様に、事業譲渡による変更認定申請段階における手続厳格化を
14 通して規制するべきである。例えば説明会開催等による事前周知を変更認定申請要件化し
15 た上で、追加的な説明項目の検討も必要である。

17 (2) 実質的支配者変更の場面における規制

18 事業譲渡時に、周辺地域への説明が徹底されない場合、譲渡前の運用が譲渡後も引き継が
19 れるかどうか分からぬ点や、そもそも運営主体が分からぬ点で周辺地域にとっての不
20 安要素となり、トラブルの原因となり得る。

21 再エネ発電事業は、特別目的会社（以下「SPC」という。）を経由して行われるケースが存
22 在しており、こうした上記懸念は、SPCなどの事業者の実質的支配者が変更となる場面にお
23 いても同様に当てはまる。そのため、実質的支配者の変更など事業譲渡以外の場合において
24 も、一定の要件を満たす場合は同様の規制を適用する必要だと考えられる。

25 このような実質的支配者の変更の規制態様についてはさらなる検討が必要である。

27 iii. 認定事業者の責任明確化

28 現行制度では、再エネ発電事業の全てを認定事業者が自ら行うことは求められておらず、
29 事業の一部又は全部の委託・再委託されているケースが少なくない。

30 例えば再エネ発電設備自体が地方に所在する場合において、認定事業者が地方の地元企
31 業に対して発電事業を委託する場合に、より地元に密着した形での事業遂行が可能となる
32 など、こうした委託・再委託による事業遂行の形態には、一定のメリットが認められる。

33 他方、現行制度下では、事業規律の対象は認定事業者であるため、委託先・再委託先が認定
34 計画や認定基準に違反した場合における認定事業者の責任が明確ではない。

35 このため、認定事業者の認定計画遵守義務を法文上明確化した上で、委託先・再委託先も
36 認定基準や認定計画を遵守するよう、認定事業者に委託先や再委託先に対する監督義務を

1 課すこととする。監督義務不履行があった場合は、認定事業者に対して認定取消しなどの措
2 置をとり得ることとしつつ、ガイドライン等において認定事業者と委託先間の契約に含め
3 るべき事項（定期報告体制、再委託時の認定事業者の事前同意等）を定めるなどして、認定
4 事業者の責任を明確化するべきである。また、こうした認定取消しなどの処分を行うに当た
5 って、必要となる報告徴収・立入検査を実施することも必要だと考えられる。

6

7 iv. 関係法令遵守の徹底

8 (1) 非 FIT・非 FIP 案件の対応

9 再エネ特措法上の制度によらない、非 FIT・非 FIP の対応としては、現状その大宗が補助
10 金案件で占められているところ、適切な補助金採択基準を設け、再エネ特措法と同水準の規
11 律を遵守することを求めている。

12 引き続き、再エネに関して補助制度をもつ関係省庁と連携しながら、今回の再エネ特措法
13 の規律強化に合わせた基準設定を各種補助事業についても設けていくべきである。

14 また、関係審議会での議論を踏まえ、電気事業法における対応強化を行うことで、非 FIT・
15 非 FIP の案件を含めた再エネ設備全体の規律強化を検討していくべきである。

16

17 (2) 所在不明事業者に対する規律の徹底

18 再エネ特措法上、認定申請時には事業者の住所を記載しなければならず、認定後、認定事
19 業者が住所を変更した場合には、遅滞なく届け出なければならない。仮に変更の届出を怠っ
20 た場合には、認定取消事由となる。

21 他方、現在再エネ特措法上に、転居の不届等により所在不明となった認定事業者に対して
22 改善命令や認定取消しなどの処分を迅速に行う手続規定が特段設けられていない。

23 そこで、所在不明となった認定事業者に対して、再エネ特措法に基づく処分を迅速に行う
24 ため、例えば、再エネ特措法における公示送達の活用を検討していくべきである。

1 総合資源エネルギー調査会
2 省エネルギー 新エネルギー分科会/電力 ガス事業分科会
3 再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会
4 再生可能エネルギー長期電源化・地域共生ワーキンググループ
5

6 委員等名簿

7 **座長**

8 山内 弘隆 一橋大学 名誉教授

9 **委員**

11 大関 崇 国立研究開発法人産業技術総合研究所
12 再生可能エネルギー研究センター太陽光システムチーム 研究チーム長
13 大貫 裕之 中央大学 常任理事 法科大学院教授
14 興津 征雄 神戸大学大学院 法学研究科 教授
15 桑原 聰子 外苑法律事務所 パートナー弁護士
16 神山 智美 富山大学 経済学部 経営法学科 准教授
17 高村 ゆかり 東京大学未来ビジョン研究センター 教授
18 松本 真由美 東京大学教養学部附属教養教育高度化機構 環境エネルギー科学特別
19 部門 客員准教授
20 圓尾 雅則 SMBC 日興証券株式会社 マネージング ディレクター

22 **オブザーバー**

23 雨宮 俊彦 山梨県 環境 エネルギー部 環境 エネルギー政策課長
24 黄木 伸一 那須塩原市 気候変動対策局 局長
25 梶原 俊之 電力広域的運営推進機関 再生可能エネルギー 国際部長
26 松本 一道 九州電力株式会社 コーポレート戦略部門 部長

28 **関係省庁**

29 総務省、農林水産省、国土交通省、環境省

32 (五十音順 敬称略)

33

1 総合資源エネルギー調査会

2 省エネルギー 新エネルギー分科会/電力・ガス事業分科会

3 再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会

4 再生可能エネルギー長期電源化・地域共生ワーキンググループ

5 **開催実績**

6 第1回（2022年10月17日）

7 ○再生可能エネルギーの長期電源化及び地域共生に向けて

8 第2回（2022年10月25日）

9 ○再生可能エネルギーの長期電源化及び地域共生に向けたヒアリング

10 第3回（2022年11月9日）

11 ○再エネの長期電源化及び地域共生に向けた制度的検討

12 第4回（2022年11月25日）

13 ○再エネの長期電源化及び地域共生に向けた制度的検討

14 第5回（2022年12月5日）

15 ○中間とりまとめ（案）